

## 公益財団法人 京都市音楽芸術文化振興財団ハラスメント防止 に関する指針の策定について

公益財団法人 京都市音楽芸術文化振興財団（以下、「財団」という。）では、この度、男女雇用機会均等法、育児休業法、労働施策総合推進法の改正を踏まえ、「公益財団法人 京都市音楽芸術文化振興財団ハラスメント防止に関する指針」を策定し、「職員向け手引き」を作成しますのでお知らせします。

同指針等は、法改正の趣旨を踏まえるとともに、ロームシアター京都館長就任の経過において、市民や劇場関係者の皆様に御心配をおかけしたことも一つの契機として、財団内の職場ミーティング等により出された職員の意見や専門家の意見を踏まえ策定しております。また、財団職員を対象に、ハラスメントに係る内部相談窓口、専門機関による外部相談窓口を整備いたしました。

今後も、職員が生き生きと仕事を行い、その能力を十分に発揮できる職場づくりに取り組むとともに、財団内外において、すべての人の人権を大切にする共生社会の実現を目指した取組を行い、市民や関係者の信頼回復に努めてまいります。

### 記

#### 1 内容

- (1) 公益財団法人 京都市音楽芸術文化振興財団ハラスメント防止に関する指針
- (2) ハラスメント防止に関する職員向け手引き

#### 2 策定日

令和2年8月1日